

東京医科歯科大学歯学部歯学科における教育研究上の目的に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号）第1条第2項の規定に基づき、歯学部歯学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものとする。

第2条 歯学部歯学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

豊かな人間性を有し、使命感をもって全人的な歯科医療を実践し、国民の健康の維持・増進に寄与するとともに、国際的視野から歯科医学・歯科医療の向上に貢献できる指導者を育成する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。